

国連防災戦略(UN/ISDR)と土木研究所の協定

UN/ISDR と土木研究所は、国連防災戦略の目的および兵庫行動枠組 2005－2015：災害に強い国・地域づくりの実行に尽力し、災害による人的損失および社会・経済・環境に係わる財産の損失を著しく緩和するというビジョンを共有するものである。

UN/ISDR は、防災基金 (the Trust Fund for Disaster Reduction) の下、防災および危機管理に関する活動に拠出可能な資金を委託され、資金提供者に対し、資金の適正な使用について説明責任を果たしている。また、国連総会および国連事務総長により規定されている国連財務規定 (the UN Financial Regulations and Rules) および国連の諸方針に沿って、防災および危機管理に関する活動を目的として、そのような資金を使用することを許されている。

土木研究所は、非政治的かつ非営利組織であり、本協定に係わる活動を実行するに必要な能力を備えており、人種、民族、宗教または教義、国または政治的信条、性別、身体的な障害、その他いかなる条件を理由に、間接または直接に差別することなく、活動を実行していくことに同意している。

以上を鑑みて、相互信頼をもとに、友好的協力の精神を持って、土木研究所と UN/ISDR は本協定を締結するものである。

第 1 章 本協定の期間

1. 協定期間は土木研究所と UN/ISDR の双方が契約書に署名した日から 2007 年 1 月 31 日までとする。但し、第 13 章による早期完了と第 17 章による契約延長の場合はこの限りではない。

第 2 章 土木研究所および UN/ISDR が負う一般的責務

1. 土木研究所は、勤勉かつ効果的に、別添 1 にある活動の第 1 段階に含まれる活動(以後「プロジェクト」とする。)を履行しなければならない。また、資金を含め、UN/ISDR から支給されるいかなるものも、プロジェクト履行の目的のみに使用される。
2. 両者は本協定の条項に則り、各々が負う責務を実行することに同意する。
3. 両者はプロジェクトに付随する全ての活動について逐次情報交換を実施するとともに、プロジェクト進捗状況についても定期的に情報交換を実施する。土木研究所は、プロジェクト遂行期間中および期間後、プロジェクト進捗状況および達成状況確認の目的で UN/ISDR がプロジェクト対象地域を視察できるよう手配しなければならない。

第 3 章 著作権、特許、他の権利

1. UN/ISDR はすべての知的財産およびその他の財産権利(地図、描画、写真、計画、報告書、文書、成果品および本協定と直接関係するあるいは本協定実施の結果あるいはその途上で製作、準備、収集されたすべての資料に関する特許・著作権・商標を含むがこれに限定されるものではない。)を有する。但し、文書による合意がある場合はこの

限りではない。

2. 成果品、文書および本協定と直接関係するあるいは本協定実施の結果あるいはその途上で製作、準備、収集されたすべての資料の出版に関する決定は、UN/ISDR が定める防災および危機管理に関する情報管理規定に従い、すべて UN/ISDR が行う。UN/ISDR が本予算による活動に基づく文書および研究結果の出版を承認した場合、土木研究所は、各々の出版物に関し、発行前に UN/ISDR に複製を提出し、UN の承認を受ける必要がある。土木研究所は、UN（国際連合）の名の下、そのような出版物の著作権を保護しなければならない。
3. 土木研究所は、いかなる場合も、UN 外部の政府・関係機関およびその他部外者に、UN/ISDR との関係上知り得た未公開情報を開示してはならない。但し、UN/ISDR の許可があった場合はこの限りではない。また、いかなる場合も、そのような情報を個人の便宜や利益を得るために使ってはならない。
4. 土木研究所は、プロジェクトに直接関係する場合においてのみ、UN/ISDR の名称および標章を利用できる。利用の際には、UN に文書で事前に許可を得なければならない。

第4章 人事に関する規定

1. 土木研究所は、その職員により行われる全ての業務に対して全ての責任を負う。土木研究所は、全ての関係する労働法が遵守されることを保証し、本協定に関する職員に適切な医療および生命保険を提供、維持しなければならない。
2. 土木研究所は、その職員がプロジェクトの目的の達成に必要な最高水準の資格および技術的、専門的能力を備えていることを保証しなければならない。
3. 土木研究所職員は、いかなる面でも UN/ISDR 職員とは見なされない。UN/ISDR はこの協定に基づいた活動から生じたいかなる苦情についても責任を負わない。また、プロジェクトに関する活動に当たった結果として、土木研究所職員が死亡、傷害、障害、損害あるいはその他の危険を被ることがあっても、UN/ISDR は責任を負わない。

第5章 物品・調達

1. UN/ISDR によって支給もしくは資金提供した非消耗品は UN/ISDR の所有であり、土木研究所は、プロジェクトの終了後、本協定期間終了後あるいは早期中止後のうち最初に適応されるケースの後 30 日以内に UN/ISDR まで返還しなければならない。但し、両者間で同意がある場合にはこの限りではない。非消耗品とは、購入価格が 1500 US\$（あるいは購入日の UN 公式為替レートでそれに相当する地元通貨価格）以上かつ使用耐年数 5 年以上のものを指す。
2. 土木研究所は、プロジェクト遂行中および UN/ISDR に返還するまで、非消耗品について適切な保管、維持、管理の義務を負う。土木研究所は、非消耗品の保管に際し、協定第6章に従って、両者が同意した額で保険を掛け、費用は予算に組み入れるものとする。

3. UN/ISDR は、UN/ISDR が支給もしくは資金提供した物品に、UN/ISDR の所有が確認できるようにする必要がある場合には、それとわかる何らかの印を付ける場合がある。
4. UN/ISDR が支給もしくは資金提供した物品が破損および盗難など損失被害を受けた場合、土木研究所は、UN/ISDR に事例に応じて警察の報告書および損失に至る事情の詳細を明らかにするような証拠を含む詳細報告書を提出しなければならない。破損、盗難、その他の損失被害が明らかになった時点で、土木研究所は適用可能な保険を使い、損失回復に鋭意努力する。
5. 土木研究所は、本協定の下で行われる契約の授与、物品購入およびサービス利用に関する手続きが高品質、経済性、有効性の原則に沿っていること、また、UN/ISDR との間で同意がある場合を除いて、発注は競合見積、競合入札あるいは競合提案の評価に基づいて実施されることを保証しなければならない。
6. UN/ISDR は土木研究所がプロジェクト対象地域がある国に物品を運び込む際、税関で問題がないよう最大限の努力を払う。
7. 土木研究所は、UN/ISDR からの資金で購入された各々の物品に関し正確に記録し、定期的に備品検査を実施しなければならない。また、土木研究所は、UN/ISDR が指定する時期に指定された書式を用いて、毎年そのような物品の備品一覧表を提出しなければならない。

第6章 保険および第3者への責務

1. 土木研究所は、本協定に基づくプロジェクトの履行に使用される財産および物品に対するリスクに対し保険を掛け、維持しなければならない。
2. 土木研究所は、本協定との関連で傷害あるいは死亡した場合にそなえて、職員に対し適切な労災保険あるいはそれに相当するものを掛け、保持しなければならない。
3. 土木研究所は、第3者の苦情を補償するに十分な額の保険を掛け、保持しなければならない。第3者の苦情には、本協定の下提供される業務とその関連、土木研究所が所有または借用した車両、船舶、航空機、その他の機器の操作とその関連、本協定に関連した業務遂行に当たっている職員とその関連から生じる死亡、傷害、財産の損失が含まれる。
4. 職員の労災保険を除き、本条項の下契約される保険については次の事項を守る。
 - a. 追加的の被保険者として UN/ISDR を記載する。
 - b. 土木研究所の UN/ISDR に対する求償権放棄事項を含める。
 - c. 契約解除あるいは変更の際して、UN/ISDR は保険会社から解除あるいは変更に関して 30 日前に書面で通知を受け取る。
5. 土木研究所は、本協定の発効に先立ち、本条項にそって準備した保険に関して十分な証拠を UN/ISDR に示さなければならない。
6. 本条項の下契約される保険はすべて UN/ISDR にとって適切な保険会社を通じて契約されなければならない。保険契約はすべて UN/ISDR が保持している保険からの分担金を必要としない第一保険とする。

第7章 資金および資金運用上の規程

1. 土木研究所が提案した活動に対するプロジェクト予算は、この契約期間に対して最大100,000US\$とする。
2. 土木研究所に対する支払いは以下の通り分割して実施される。協定締結後に1回目として100,000US\$が支払われる。その後の支払いは、第9条、第10条で定めている通り、内容および財政に関するレポートおよびその他両者間で提出を同意している文書がUN/IDSRに提出され、資金の適正な管理と利用が承認された後、実施される。ただし、本協定では2回目以降の資金提供は保障されていない。
3. 本協定の下実施される支払いはすべて以下の銀行口座へ振り込まれる。
銀行名：
銀行住所：
口座番号：
口座名：
4. 利息は、上の第2項に従って受け取られる資金の残高に対して毎年配分される。土木研究所は、第2項に従って受け取られた資金の残高に対して発生した利息をUNの裁量に任せるものとする。利息の使用に関してはUN/IDSRの許可を必要とする。
5. 土木研究所は、UN/IDSRが割り当てたプロジェクト予算の総額を超えなければ、各予算項目の予算額を10%の範囲内で増減することができる。プロジェクトを適正かつ成功裡に遂行するために10%を超える増減が必要な場合は、事前にUN/IDSRと協議し、書面による承認を得なければならない。UN/IDSRは、本協定が規定する拠出金を超える支出に対してはいかなる責任も負わない。
6. 資金の残高、第2項で定められている資金の残高に対して生じた未使用の利息は、プロジェクトの終了後、本協定期間終了後あるいは早期中止後のうち最初に適応されるケースの後30日以内にUN/IDSRまで返還しなければならない。協定終了後の30日以内にUN/IDSRに返還しなければならない。
7. 土木研究所は、プロジェクト対象国で同じ目的のために、UN/IDSR以外他のいかなる機関であろうとも追加資金を受けた場合には、直ちにUN/IDSRに以下事項について報告しなければならない。資金元、資金額、追加資金を適用したあるいは適用する予定の活動、追加資金適用予定期間（可能であれば、資金提供開始日と終了日）。

第8章 記録の管理

1. 土木研究所は、本プロジェクト進捗状況と資金の使途に関する情報や文書を収集し、容易に閲覧できるようにしなければならない。このため、土木研究所は、本プロジェクト専用会計を用意、領収書および支出を記録、締結されたいかなる義務およびすべての支払いを洩れなく記録しなくてはならない。支出毎にプロジェクトの標章、受取人氏名、支払額、支払日、但書の項目を満たした支払伝票を作成する。取引に関連する請求書、納品書、領収書、その他関連文書は関連資料として支払伝票に添付する。支払伝票および関連文書は体系的に整理保存し、プロジェクト資金に関する文書を専用ファイルに保管する。
2. 協定期間終了あるいは早期中止の場合、土木研究所は少なくとも5年間記録を保管

する。両者間で同意がある場合にはこの限りではない。

第9章 成果報告書

1. 土木研究所は、四半期毎に、プロジェクト予算の利用に関連する成果、問題および影響について詳細な中間報告書を UN/ISDR に提出しなければならない。UN/ISDR 以外の資金源からの資金が混用されている場合、中間報告書に UN/ISDR 予算の使用先と使用額を記載しなければならない。報告書の様式は、UN/ISDR が提供する報告書の書式に従う。
2. 土木研究所は、プロジェクト完了後、本協定期間終了後あるいは早期中止後のうちいずれか適合する期日から1ヶ月以内に UN/ISDR に、プロジェクト予算の利用に関連する成果、制約および影響について詳細な最終報告書を提出しなければならない。中間報告書と同様、土木研究所は最終報告書に UN/ISDR 予算の使用先と使用額について記載しなければならない。報告書の様式は、UN/ISDR が提供する報告書の書式に従う。

第10章 財務報告

1. 土木研究所は、中間財務報告書を3ヶ月毎に提出しなければならない。財務情報には以下の項目を含む。
受領予算額、人件費、旅費、委託料 contractual services、管理経費、備品購入 Acquisitions、補助金・助成金他 Fellowships, Grants and other、小計、直接プロジェクトに係わる費用 Project support costs、合計
2. 土木研究所は、プロジェクト完了後、本協定期間終了後あるいは早期中止後のうちいずれか適合する期日まで、UN/ISDR に当該年1月1日から12月31日までの支出をまとめた年末財務報告書を提出しなければならない。報告書は、当概年終了後30日以内に提出、有資格監査人により承認されなければならない。報告書は、添付資料 B にある防災基金拠出予算関連収支に関する財務報告 (Financial Statement on Income and Expenditures from Funds Allocated from the Trust Fund for Disaster Reduction (sub-account for [name of the Project Account])) の書式を用い、各項目の収支を記載する。
3. 土木研究所は、プロジェクト完了後、本協定期間終了後あるいは早期中止後のうちいずれか適合する期日から1ヶ月以内に、防災基金拠出予算関連収支に関する仮最終財務報告 (Semi-final Financial Utilization Report on Income and Expenditures from Funds Allocated from the Trust Fund for Disaster Reduction (sub-account for [name of the Project Account])) を UN/ISDR に提出しなければならない。
4. 土木研究所は、プロジェクト完了後、本協定期間終了後あるいは早期中止後のうちいずれか適合する期日から6ヶ月以内に、防災基金拠出予算関連収支に関する最終財務報告 (Final Financial Utilization Report on Income and Expenditures from Funds Allocated from the Trust Fund for Disaster Reduction (sub-account for [name of the Project Account])) を UN/ISDR に提出しなければならない。最終財務報告は有資格監査人の承認を受けなければならない。

第11章 監査

1. プロジェクトは、両者協議の上、期間中最低1度監査を受けなければならない。毎年受けることにしてもよい。監査は、有資格監査機関の監査人により実施、監査機関は監査報告を作成しなければならない。土木研究所は監査にかかる監査料金等費用をプロジェクト予算を使って支払う。
2. 上で述べた監査の外に、UN/ISDR は、自らの費用で必要に応じて、プロジェクト

関連の会計簿および記録の監査あるいは検査を実施する権利を有する。また、必要に応じて、土木研究所の会計簿および記録を入手することができる。

第12章 賠償請求

1. 土木研究所は、自らの費用で、本協定遂行に当たって土木研究所の行為あるいは怠慢から生じる訴訟、苦情、要求、責任のすべてから UN/ISDR およびその担当官、代理人、使用人、職員あるいは土木研究所職員を保護し、費用を含め補償しなければならない。本条項は労災補償、製造物責任、特許発明・特許発明品あるいは著作権のある資料・その他知的財産を土木研究所やその職員が使用することから生じる責任に関する苦情および責任にも及ぶものとする。本条項で規定された義務は本協定期間終了あるいは早期中止に伴って失効するものではない。
2. 土木研究所は、その職員による土木研究所自身への苦情すべてに対し責任を持ち処理する。

第13章 一時中止と早期終了

1. 両者は、プロジェクトの目的を成功裡のうちに完了・達成することが最も重要であることをまず認識すること。また、プロジェクトの目的を成功裡のうちに完了・達成することを妨害するような状況が生じた場合は、UN/ISDR がプロジェクトの早期終了あるいはプロジェクト実行の手順の変更を判断することも認識すること。本条項の各項目はそういったいかなる状況においても適用される。
2. UN/ISDR の判断において、プロジェクトの成功あるいはプロジェクトの目的達成を妨害あるいは妨害する恐れがある状況が生じたときには、UN/ISDR は土木研究所と協議する。土木研究所は、そのような状況を認識したときには、速やかに UN/ISDR に書面で通知する。両者は協力して問題となっている状況の修正あるいは解決にあたり、そのような状況が土木研究所にある場合あるいはその責任または管理下にある場合、土木研究所自身による迅速な解決策を含め、その目的に向かって相当の努力をする。妥当だと考えられる場合は、両者が協力のもと、対象受益者に対するプロジェクト早期中止の影響を検討する。
3. UN/ISDR は、問題となる状況の発生およびそれに関する適切な協議の後、第2項にあるような対策の開始・継続を害することなく、何時でもプロジェクトの一時中止を書面で土木研究所に通知することができる。UN/ISDR は、土木研究所に対し、プロジェクトの再開の許可を与えるに必要な条件を示すことができる。
4. UN/ISDR が土木研究所に中断を通知した日から、14日以内に中断の原因が改善されない場合は、UN/ISDR はいつでも書面による通知により、(a) 契約を終了するか、(b) プロジェクトを終了し他の機関に委託することができる。この条文に基づく終了の発効日は書面でもって UN/ISDR が指定する。プロジェクト遂行の責任が他の機関に移管した場合は、混乱なく移管が実施されるよう、土木研究所は UN/ISDR とその機関に協力する。
5. 本条項に規定に従って、UN/ISDR から終了通知を受け取った後、土木研究所は、損失および支出を最低限に抑えるよう、速やかにこの協定に基づく活動を終了する手続きをとる。土木研究所はそれ以降プロジェクトに関与することなく、30日以内に予算残高と UN/ISDR からの貸与品等を UN/ISDR に返還しなければならない。UN/ISDR が書面で同意している場合にはその限りではない。
6. 本条項のもと早期終了となった場合には、UN/ISDR はプロジェクトを実行するにあたり土木研究所が負った費用についてのみ、本条項に明示されている条件に沿って払

い戻す。土木研究所への払い戻し金額については、プロジェクトに関連して UN/ISDR からそれ以前に送金された金額がある場合には、それも合わせて UN/ISDR がプロジェクト用に準備した合計予算を超えないものとする。

第 1 4 章 仲裁

1. 両者は、本協定および本協定に関する違反、早期中止、無効から生じるいかなる問題、論争、苦情に対しても、友好的に解決を図るために最大限の努力をしなければならない。両者が和解を通じて友好的に解決を図りたい場合には、その和解は UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）の和解規則か、両者により合意された手続きに従って行われる。
2. 本協定および本協定に関する違反、早期中止、無効から生じるいかなる問題、論争、苦情に関して、一方からもう一方へ友好的和解の提案をしてから 60 日以内に、第 1 項に基づいた和解がなされない場合、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）の和解規則に基づき、どちらか一方が問題を仲裁裁判へと持ち込む。仲裁裁判所には罰則を与える権限はない。また、本協定に規定がない限り、5%を超える利息を課す権利はない。その利息は単利に限られる。両者は裁定の結果となる仲裁裁定書を最終判決として受け入れる。
3. 土木研究所は、協定に関する申し立てを UN/ISDR にしない。ただし、協定の終了やそのような申し立てにつながる損失の発生から 2 年以内に、第 1 8 章に従ってそのような苦情や論争が書面でなされた場合は、その範囲において、この限りでない。

第 1 5 章 特権と免除

明示あるいは黙示を問わず、本協定の内容および本協定に関する内容は、UN（国際連合）及びその附属機関の特権および免責の権利放棄と見なされない。

第 1 6 条 税金控除

1. UN とその附属機関は、国連の特権および免除に関する条約（The Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations）の第 7 条によって、公共サービスに対する課税分を除いて直接税を免除されている。また、公的使用を目的として輸出入した物品に関しても関税あるいは類似の課税を免除されている。そのような課税免除を当該政府が認めないという事例があった場合には、土木研究所は相互が受け入れられるような手順を決定するべく、ただちに UN/ISDR に相談する。
2. したがって、1 で述べたような事例が発生した場合、土木研究所が UN/ISDR に相談し、UN/ISDR がそれぞれの事例でやむを得ず土木研究所に課税額の支払いを許可したのでなければ、支払った金額は土木研究所が負うことになる。UN/ISDR の許可を受けて支払った金額に対しては、その支払いが適切な許可を得、完了したことを示す証明書を書面にて UN/ISDR に提出する。

第 1 7 条 修正

本協定および別添は、両者の書面での合意によってのみ修正あるいは改正されることがある。

第 1 8 条 連絡先

本協定に規定されている場合を除いて、本協定のもと必要あるいは予定される両者間の通知と伝達すべては書面で行われ、以下にある住所宛あるいは対象となる受信者が

本条項が示す書式に従って書面でその都度指定する住所に発送する。

UN/IDSR 宛：
[住所]
[ファックス]

土木研究所宛：
[住所]
[ファックス]

本契約の証として、正式の権限を付与された下記署名者は、各々の機関を代表して、下記場所、日付にて本協定に署名した。

土木研究所
署名：
氏名：
役職：
場所：
日付：

UN/IDSR
署名：
氏名：
役職：
場所：
日付：

土木研究所の UN/IDSR に対する求償権放棄

土木研究所は、UN/IDSR からの資金により調達された物品・機器・人的資源・業務に対する保険を購入し、UN/IDSR からの資金により調達された物品・機器・人的資源・業務に係わって生じるいかなる苦情に対しても補償し、UN/IDSR に危害を及ぼさないことに同意する。